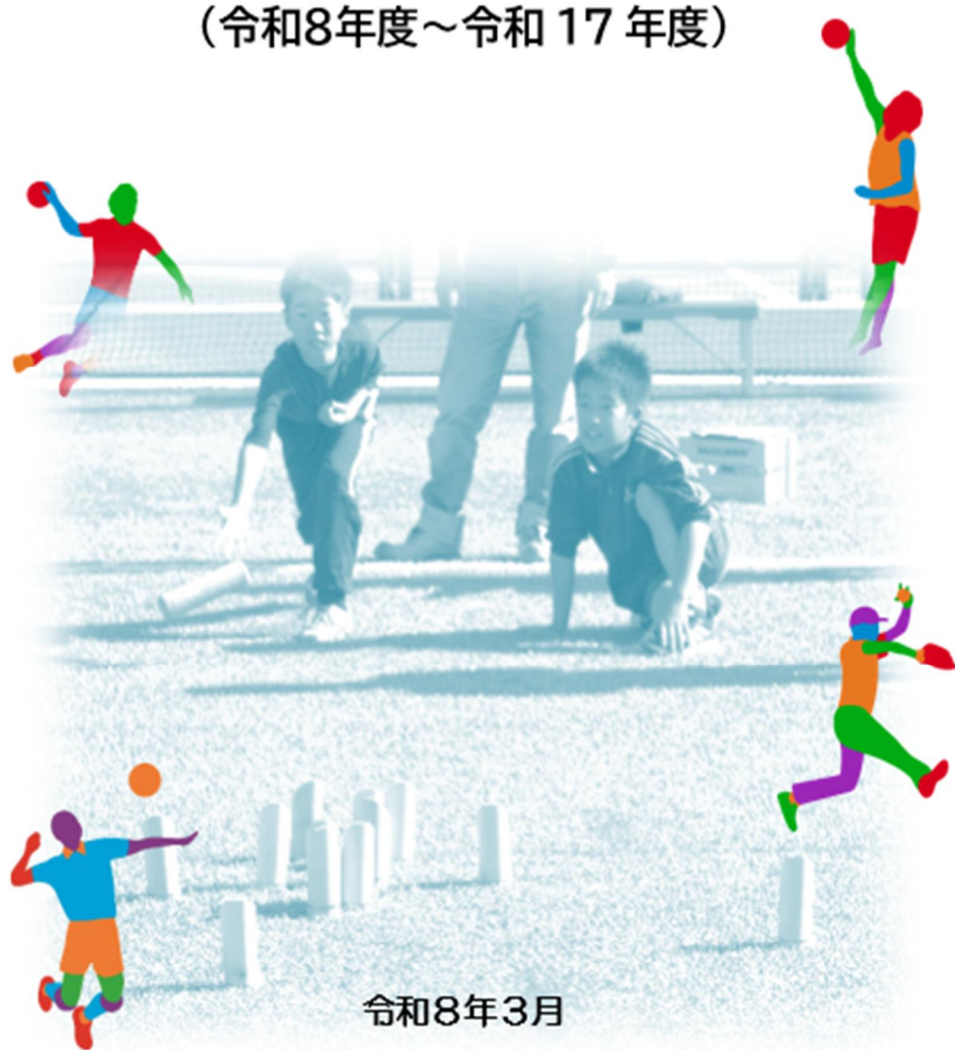


小城市スポーツ推進計画

(令和8年度～令和17年度)



令和8年3月

小城市教育委員会

はじめに

2024年（令和6年）の佐賀大会より「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に名称が変わりました。

この佐賀大会では、メインメッセージ「新しい大会へ。すべての人に、スポーツの力を。」を掲げ、名称だけでなく、大会をより良いものに変えていきたい、スポーツの魅力をより多くの人に伝えたい、そしてスポーツの力で世界に誇れる人づくり、地域づくりにつなげていきたい、との思いが込められました。

佐賀県では、「SAGA スポーツピラミッド（SSP）構想」を掲げ、トップアスリートの育成とともに、“する”、“育てる”、“観る”、“支える”といった、それぞれのスタイルで誰もがスポーツを楽しむ文化の裾野の拡大を図り、スポーツの力で世界に誇れる人づくり、地域づくりに取り組まれています。

小城市ではこれまで、すべての市民が生涯にわたって、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動をいつでも・どこでも・いつまでも親しむことができる生涯スポーツに繋がる社会環境づくりを目指し、「スポーツの力で人も地域も元気になろう！～さあ！みんなでその一歩をふみだそう～」を基本理念に掲げ、取り組んできました。

このような中で、『スポーツそのものが有する価値』を改めて見つめ直し、この第2次計画では年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが「する」「みる」「ささえる」の立場でスポーツに関わるきっかけづくりに努め、「あつまり、ともに、つながる」ことで、楽しさや喜びを感じながら、スポーツを通じた共生社会の実現、健康増進による健康長寿社会の実現、活力ある社会の実現を目指していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました小城市スポーツ推進審議会の委員の皆さまをはじめ、「スポーツに関するアンケート調査」にご協力いただきました皆さま、関係各位に対しまして心より感謝申し上げます。

令和8年3月

小城市教育委員会 教育長

大野敬一郎



目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 第2次計画における「スポーツ」の定義	2
第2章 計画改定にあたって	3
1 前計画策定後の主な取組と評価	3
2 小城市のスポーツに関する現状	6
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 基本方針	17
・基本方針1 「する」「みる」「ささえる」機会の提供	17
・基本方針2 スポーツ環境の充実	18
3 目標達成のための成果指標	19
4 施策の体系	20
第4章 施策の推進	21
1 推進体制	21
2 「する」スポーツの推進	21
(1) こどものスポーツ・運動の推進	22
(2) 高齢者や障がい者のスポーツ・運動の推進	23
(3) 競技力向上ための支援	24
3 「みる」スポーツの推進	24
(1) 機会の提供・情報発信の強化	24
4 「ささえる」スポーツの推進	25
5 「あつまる、ともにつながる」場の提供	27
(1) スポーツに親しめる場づくり	27
(2) スポーツによる地域づくり・ひとづくり	27
6 施設の利便性の向上と安全の確保	28
(1) 公共スポーツ施設の環境整備	28
7 進行管理	29
資料編	30
1 スポーツ基本法（抄）	30
2 小城市スポーツ推進審議会条例	30
3 審議会等の会議の公開に関する指針	31
4 小城市スポーツ推進審議会 委員名簿	33

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

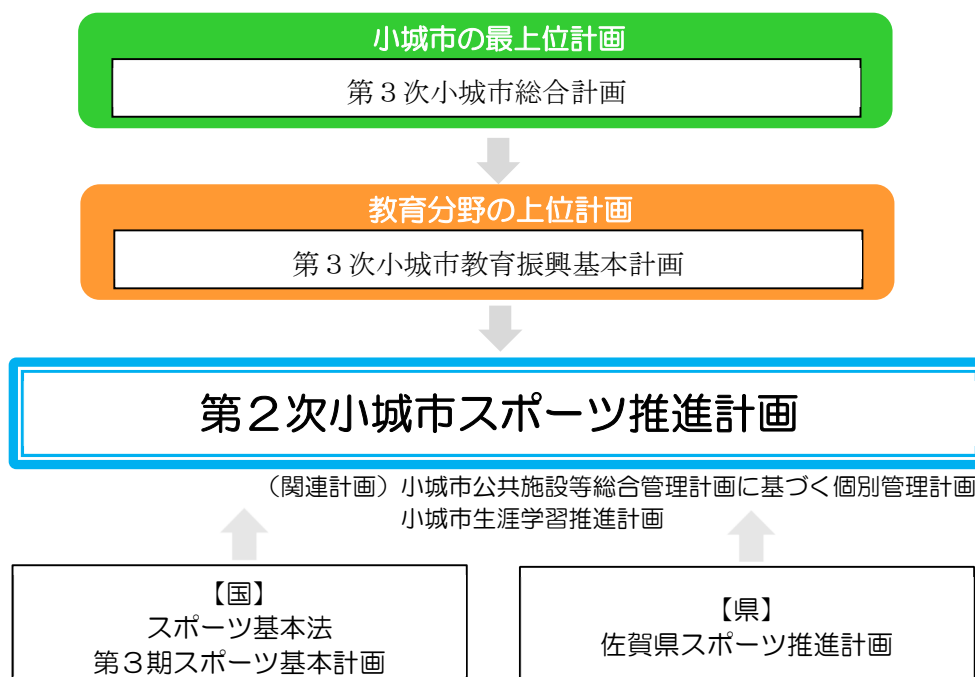
小城市は、平成28年4月に「小城市スポーツ推進計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、すべての市民が生涯にわたって、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を、いつでも・どこでも・いつまでも親しむことができる生涯スポーツに繋がる社会環境づくりを目指してスポーツを推進してきました。

この間、国においては、令和4年度から令和8年度までの5年間で国等が取り組むべき施策や目標等を定めた「第3期スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツそのものが有する価値」や「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めるべく、新たな「3つの視点」を支える施策を示されました。また、佐賀県では、スポーツの持つ多面的な効果（スポーツの“ちから”）を利用して、県民の「健康」「楽しみ・生きがいづくり」「コミュニケーション」の促進に取り組まれています。

そこで、前計画での成果と課題を整理し、スポーツ・運動を取り巻く環境が大きく変化した中、国及び佐賀県の取組を踏まえながら、新たに「第2次小城市スポーツ推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

第2次計画は、スポーツ基本法（平成23年8月施行）第10の規定に基づき、国の第3期スポーツ基本計画（令和4年3月）を参酌し、小城市が目指す将来像やスポーツ推進のあり方を総合的に示すものです。



3 計画の期間

第2次計画の期間は、令和8年度（2026年）から令和17年度（2035年）までの10年間とします。

また、国や佐賀県の行政施策の動向等、社会情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

▼ 計画の期間

平成 28年度	～	令和 7年度	令和 8年度	～	令和 12年度	～	令和 17年度
(前計画) 小城市スポーツ推進計画			第2次 小城市スポーツ推進計画				
					▲ 見直し		

4 第2次計画における「スポーツ」の定義

スポーツ基本法は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」とされています。

近年ではスポーツの価値や力が活用される場面、機会がますます増えていることから、前計画に引き続き、第2次計画においても「スポーツ」を幅広く捉え、競技スポーツだけでなく、ウォーキング、ジョギング、レクリエーション、体操、幼児のボール遊びなど活動のレベルや内容に関係なく、体を使った運動すべてを含むものとします。

また、自ら体を動かす「する」スポーツだけでなく、「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツへの関わり方を推進するものとします。

なお、eスポーツ（エレクトロニック・スポーツ）については、新たな成長領域として注目されており、健全な発展のための適切な環境整備に取り組まれているため、今後のeスポーツの動向に注視し、必要に応じて見直しを検討します。

第2章 計画改定にあたって

1 前計画策定後の主な取組と評価

前計画を策定した平成28年度以降の取組について、前計画の施策目標ごとに評価します。

<施策目標①>子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

【これまでの主な取組】

- トップアスリート交流事業のなかで、小学生や中学生を対象としたスポーツ教室の実施、ホームゲームの優待に取り組んでいます。
- 異年齢交流や助け合う人間性を養い、楽しさに加えて体力づくりに努めるため、子どもクラブドッチビー大会を開催しています。
- 全国競技大会等出場激励費交付事業により、九州大会や全国大会等に出場した選手等に激励費を交付し、子どもたちのスポーツ活動を支援しています。
- SAGA2024 国スポ全障スポの開催を機に、スポーツに取り組む機運を醸成するため、市内の小学生を対象にニュースポーツ教室を実施しました。

【評価（成果と今後の課題）】

- 子どもたちがスポーツに親しむ習慣が身につき、体力や技術の向上にもつながっています。
- 地域全体で連携・協力し、子どもがスポーツを行う機会を維持していくために、社会状況の変化に対応した活動並びに施設等の充実を図る必要があります。

<施策目標②>ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

【これまでの主な取組】

- 総合型地域スポーツクラブを設置し、多世代、多種目、多志向による活動を支援しています。
- 町民運動会に代え、「小城市スポーツレクリエーション大会」を開催し、世代を超えた交流、気軽に参加できる機会を提供しています。
- スポーツ推進委員のニュースポーツ出前教室を通じて地域コミュニティの活性化に努めています。

【評価（成果と今後の課題）】

- 総合型地域スポーツクラブは、芦刈地区の1クラブのみ活動していますが、構成員の高齢化等による活動の低下も見られるため、小城市スポーツ協会や小城市スポーツ推進委員協議会と連携を強化しながら組織づくり、活動の充実を促進する必要があります。
- 市民が「する」「みる」「ささえる」の立場でスポーツに関わるきっかけづくりとして新たに実施した「小城市スポーツレクリエーション大会」は、参加も少なく、まだ認知されていないため、検証を重ね、工夫しながら実施する必要があります。

＜施策目標③＞障害者スポーツの充実

【これまでの主な取組】

- すべての人に安全でやさしい施設となるよう施設の改修等にあわせて、ユニバーサルデザイン化等に努めました。
- SAGA2024 国スポ全障スポの開催を機に、障害者スポーツに関する知識の向上に努めました。

【評価（成果と今後の課題）】

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックや SAGA2024 国スポ全障スポの開催を契機に機運が醸成されていることから、障がいの有無、スポーツ・運動の得手不得手等に関わらず、誰もがインクルーシブ（包摂的）に取り組めるパラスポーツの普及を図る必要があります。

＜施策目標④＞地域のスポーツ指導者の充実

【これまでの主な取組】

- 少年少女スポーツクラブ指導者や保護者、スポーツ推進委員等スポーツ指導関係者を対象に日常のスポーツ活動と安全配慮等、スポーツ活動の望ましい環境づくりについての講習会を開催しました。
- 「少年少女スポーツ活動の指針」を令和 4 年度に改定し、指導者や保護者等に教示し、配慮すべき基本的事項について情報の共有を行っています。

【評価（成果と今後の課題）】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止等により令和 3 年度から指導者講習会は開催していないため、連携協定等を生かし、県内トップチームに所属するアスリートやトレーナー等による講習会の再開が必要です。
- 子どもたちに密接に関わるスポーツの指導者をはじめ、保護者や周囲の大人に配慮すべき基本的事項について情報の共有を行い、資質の向上が図られました。

<施策目標⑤> スポーツ施設の利便性の向上と安全の確保

【これまでの主な取組】

- SAGA2024 国スポ全障スポの開催に向け、会場及び練習会場となる施設の改修を計画的に行いました。
- 令和6年に小城市フットボールセンター（人工芝2面）を新たに整備しました。

【評価（成果と今後の課題）】

- 誰もが安全・安心して、快適にスポーツ・運動を楽しむことができる環境の充実を引き続き図っていく必要があります。
- 施設によっては災害時の避難所等にも使用されることから、防災機能の整備・強化など、更なる利便性や機能性の向上を図る必要があります。

<施策目標⑥> 関係団体及びスポーツ関係機関との連携

【これまでの主な取組】

- 一般財団法人小城市スポーツ協会に市民スポーツ大会や観桜大会、芦刈ムツゴロウロードレース大会など事業の実施及び市内の体育施設（8施設）の指定管理を委託し、効果的かつ効率的な管理運営を行っています。
- 小城市フットボールセンターについては、隣接する小城市健康スポーツセンターとの一体的な管理とその周辺地域の活性化並びに関係人口の増加を図るため、グループによる指定管理を行いました。
- 小城市スポーツ推進委員協議会と連携・協力しながら、ニュースポーツ教室、新体力テストや小城市さわやかスポーツレクリエーション祭等に取り組んでいます。

【評価（成果と今後の課題）】

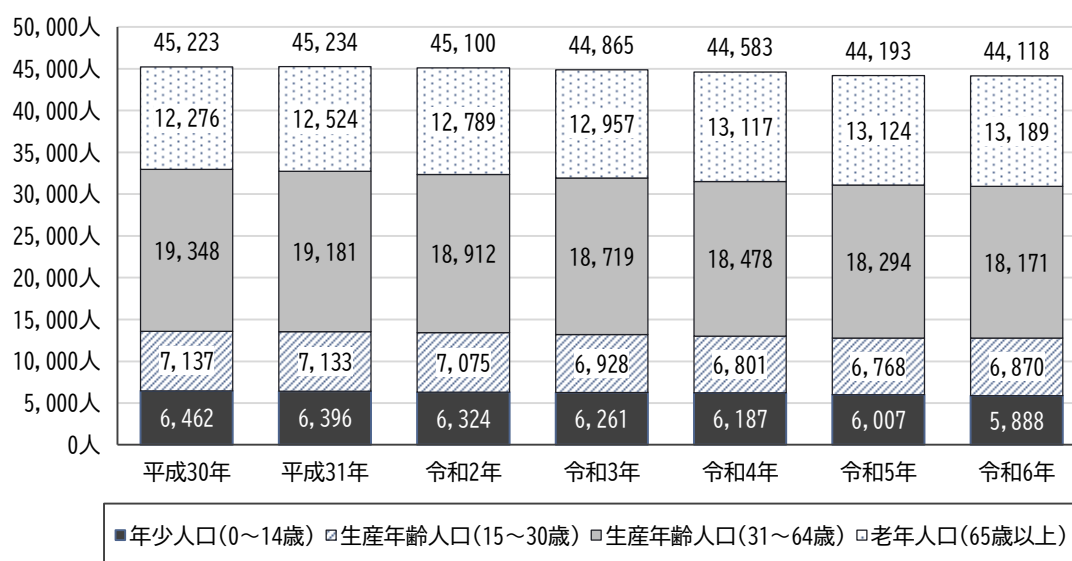
- 一般財団法人小城市スポーツ協会や小城市スポーツ推進委員協議会等関係団体と連携し、市民が自発的、自主的にスポーツ・運動に取り組めるよう競技スポーツからスポーツレクリエーションまで幅広く行っていますが、スポーツ・運動を取り巻く環境や社会状況が大きく変化していることを踏まえた事業等の展開が必要となっています。

2 小城市のスポーツに関する現状

小城市の総人口は、平成31年をピークに減少傾向にあり、平成31年の45,234人が、令和6年では44,118人となっています。

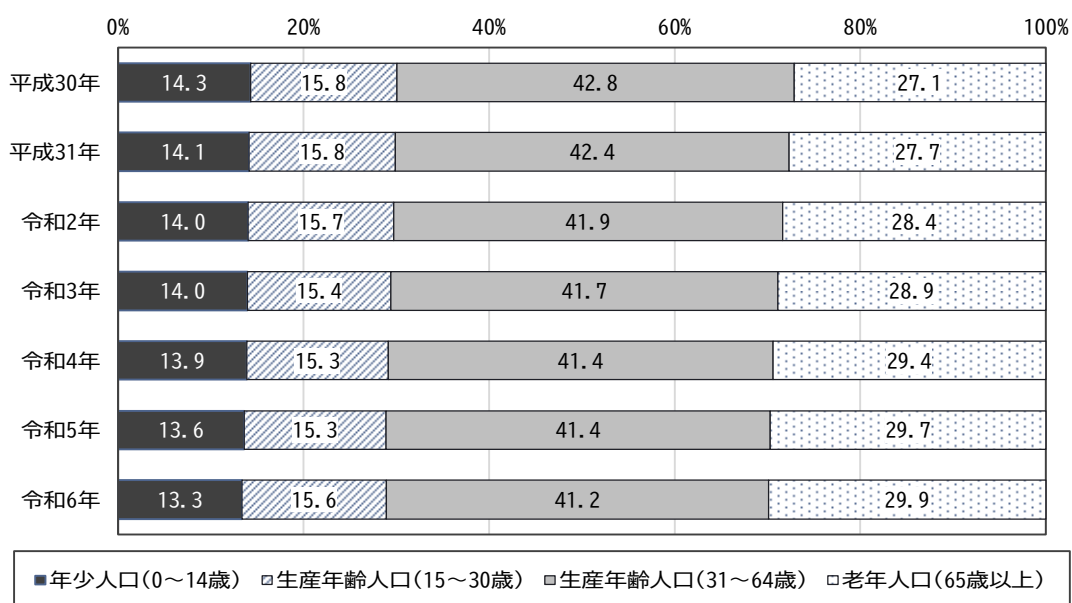
年齢層別にみると、年少人口（0～14歳）は508人、生産年齢人口（15～30歳）は263人、生産年齢人口（31～64歳）は1,010人減少しているが、老年人口（65歳以上）は665人の増加となっており、継続的に少子高齢化が進んでいる状況です。

▼ 年齢層別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

▼ 年齢層別人口の割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2次計画策定のための基礎資料として、スポーツ・運動に関する意識やスポーツ施設、取組等に対する認知度、意見等を把握するため、市民アンケートを実施しました。

■スポーツに関するアンケート調査

- ・調査期間 令和6年9月1日 ～ 令和6年9月30日
- ・調査対象 小城市内在住の16歳以上、2,000人（ランダム抽出）
- ・調査方法 郵送回答もしくはWeb回答の選択
- ・回答状況 664人（回答率 33.2%） ※郵送 449人、Web 215人

①スポーツ・運動の実施状況

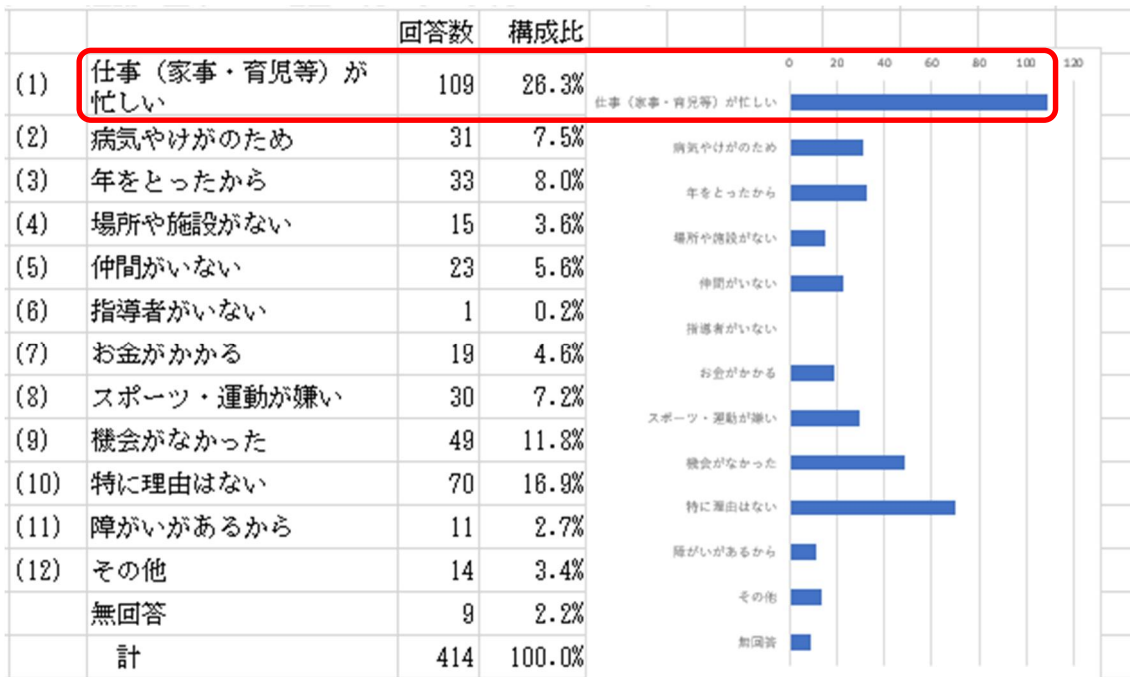
「週に1日以上」スポーツ・運動をしている方は39.1%で、前計画策定時の調査結果（42.5%）から3.4%減少しており、逆に、「全くしない」が37.3%で、前回調査（27.0%）より10.3%増加しています。

スポーツ・運動を全くしない理由として「仕事(家事・育児等)が忙しい」26.3%、「機会がなかった」11.8%、「年をとったから」が8.0%とあることから、生産年齢人口の就労等による余暇（時間）がないことや高齢化によるものが要因として考えられます。

▼ スポーツ・運動の実施状況



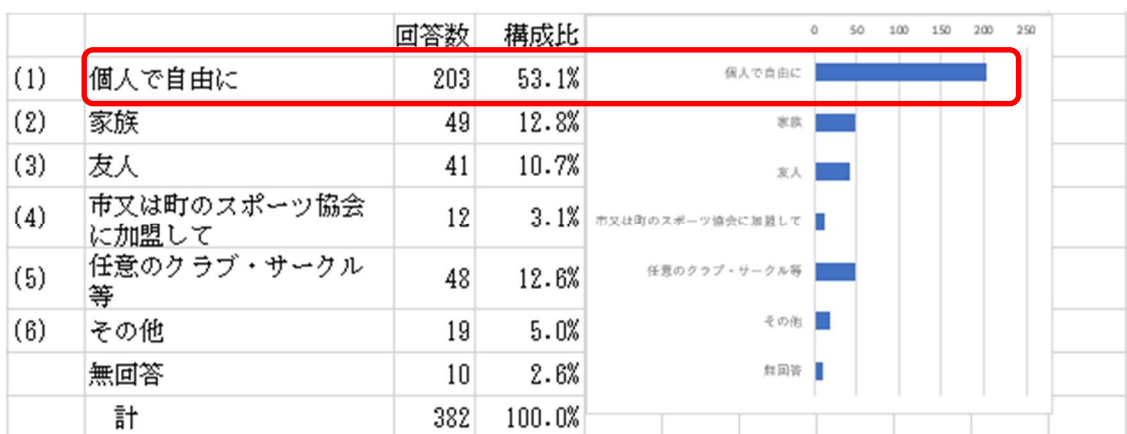
▼ スポーツ・運動を全くしない理由



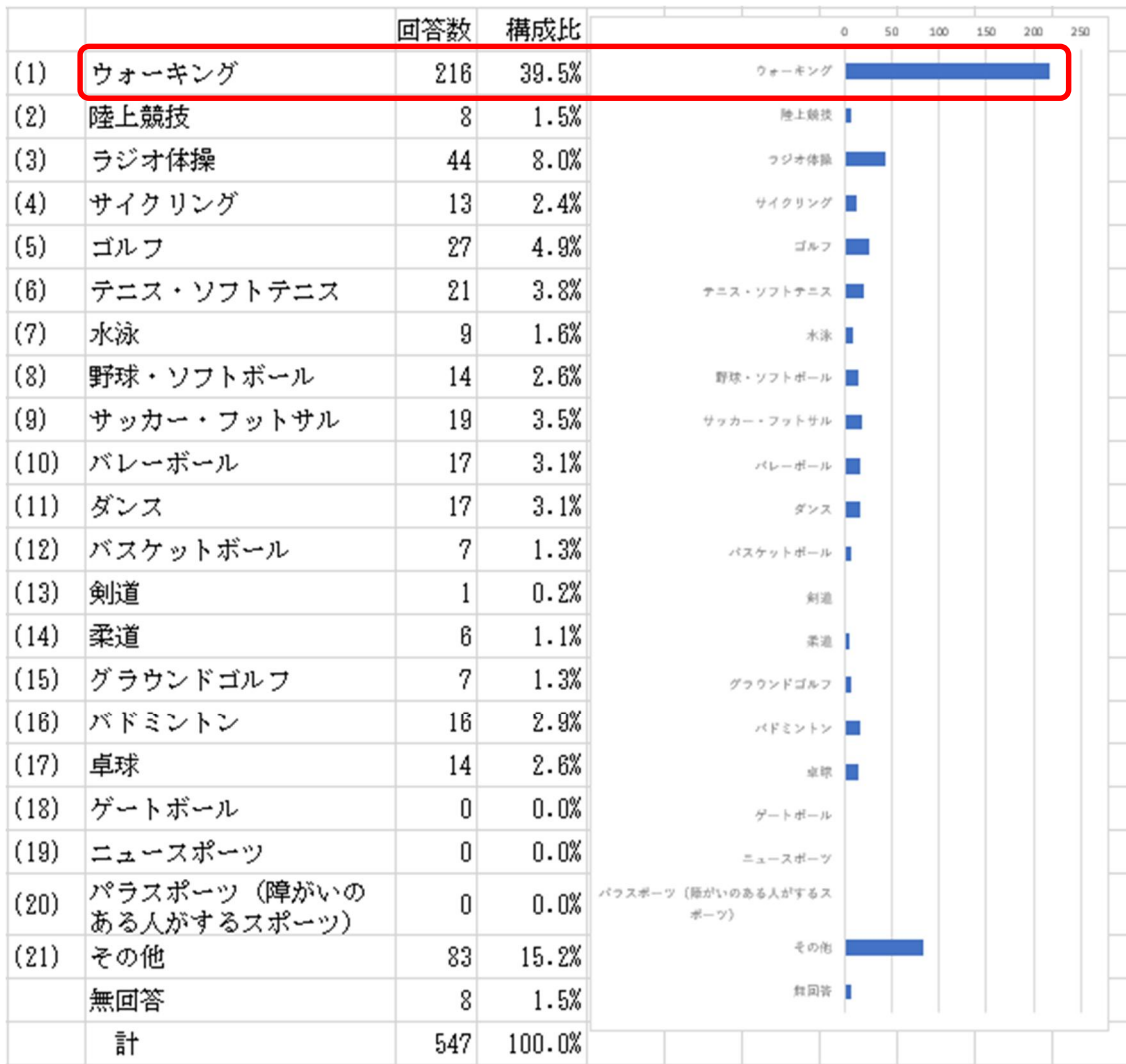
②スポーツ・運動の実施形式

「個人で自由に」行っているが53.1%と突出しており、その背景には「ウォーキング」39.5%、次いで「その他」としてトレーニングジムや筋力トレーニングなど、独りで取り組めるような運動が多いようです。

▼ スポーツ・運動を主に誰と行っているか



▼ よく行うスポーツ・運動は何か



③スポーツ・運動の実施時間

1回の実施時間としては「30分以内」と「1時間以内」で50%以上を占めており、ウォーキングやトレーニング時間に適したものと考えられます。

▼ スポーツ・運動を1回につき、どのくらいの時間行っているか



④スポーツの観戦状況

プロ、アマ問わず直接「観戦した」が41.7%、内容として「プロ公式戦・リーグ戦」47.4%、県内一周駅伝や県民スポーツ大会など「一般・社会人の大会」11.4%、高校野球や総体、中体連など「学生の大会」33.8%で、9割超を占めています。

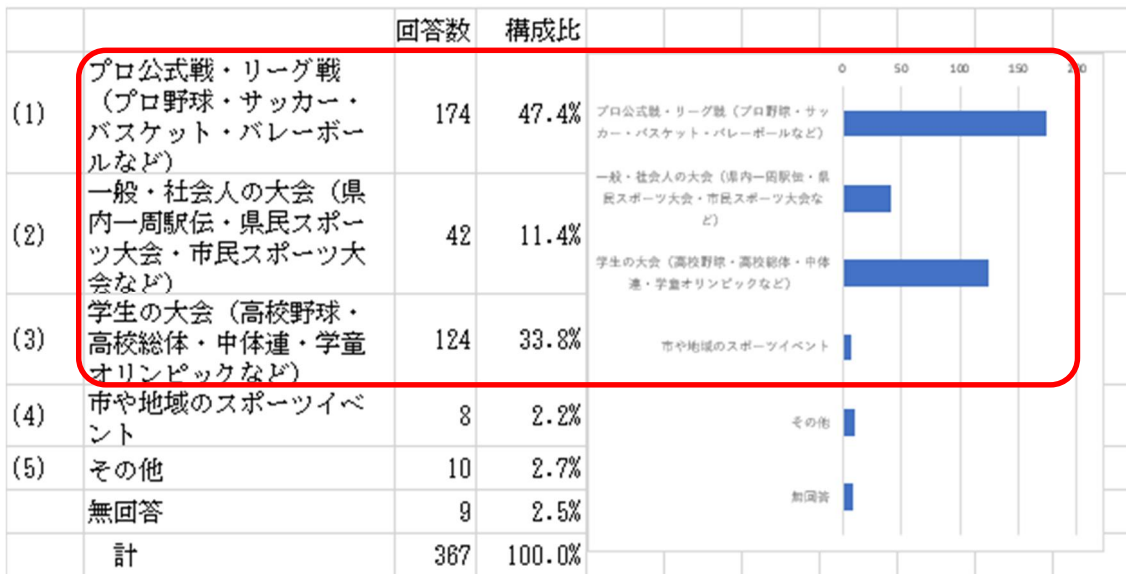
「市や地域のスポーツイベント」は2.2%で、周知・PR手法等工夫が必要です。

また、「観戦していない」が56.8%あり、していない理由として「時間的に余裕がない」が31.4%と多く、スポーツ・運動を行わない理由と同様の結果となっています。

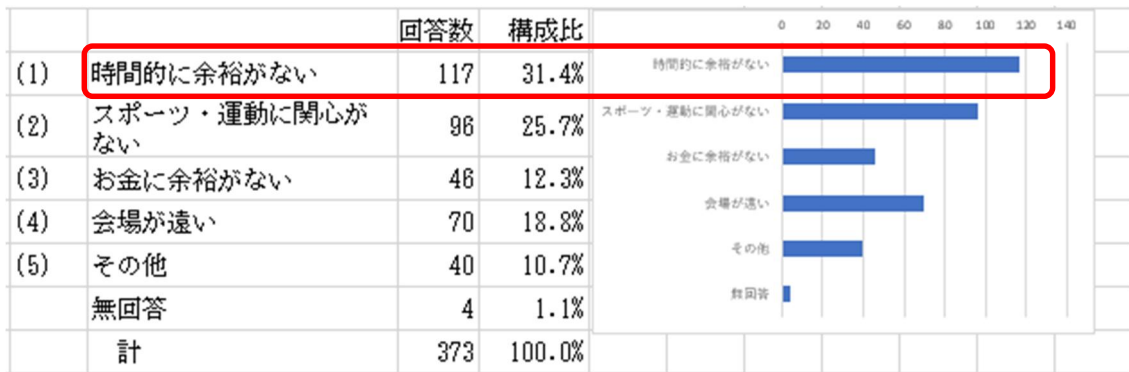
▼ この1年間に直接スポーツ（プロ、アマ問わず）観戦したか



▼ 観戦したスポーツは何ですか



▼ 観戦していない主な理由は何か



⑤スポーツボランティアの状況

1年間のスポーツ・運動に関わるボランティア活動では、「参加していない」が88.1%と突出しており、その理由としては、スポーツ・運動を「行わない」「観戦していない」と同様に「時間的に余裕がない」が40.9%となっています。

次いで「情報がない」が25.5%、また、今後活動したいと思うかの問いに対しては、「時間に余裕があれば」が22.2%、「活動内容があれば」が11.1%で3割超あることから、活動への潜在意欲も一定程度あることがわかります。

▼ この1年間でボランティア活動（指導やイベント等への協力含む）に参加したか



▼ ボランティア活動に参加していない理由は何か



▼ 今後、ボランティア活動に参加したいと思うか



⑥障がい者スポーツの状況

障がい者スポーツについては、「関わったことがあり知っている」が9.0%、「関わったことはないが知っている」が78.5%、また、「関心がある」も41.4%あり、東京2020パラリンピックやSAGA2024国スポ・全障スポをきっかけに、認知度や関心が高まっています。

▼ 障がい者スポーツを知っているか



▼ 障がい者スポーツに関心があるか



⑦地域におけるスポーツ活動の状況

総合型地域スポーツクラブは、多世代、多種目、多志向という特徴をもち、地域住民による自主的・主体的に運営されるスポーツクラブで、平成7年度から平成29年7月までに全国で3,580のクラブ（全市町村の80.9%）で育成されており、本市でも「あしかりはーとクラブ」が活動されていますが、「知らない」が87.8%と高く、また、「興味はあるが、加入する気持ちはない」が32.3%、「加入しない」が30.6%あり、クラブの認知度、活動の発展に課題が残っているのが現状です。

▼ 総合型地域スポーツクラブを知っているか



▼ 総合型地域スポーツクラブに加入したいか

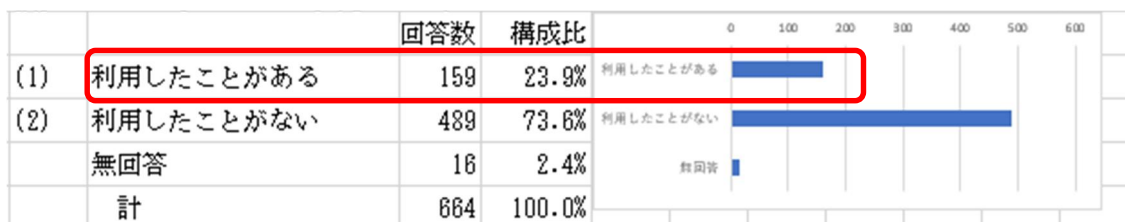


⑧ スポーツ施設の状況

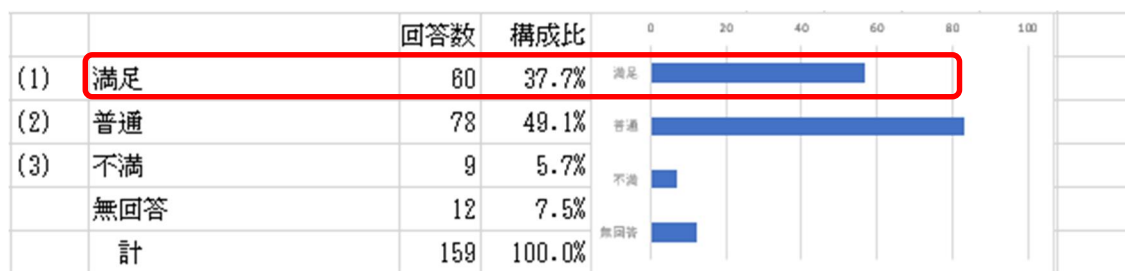
市内には、スポーツ施設（学校施設は除く）が9施設あり、「利用したことがある」が23.9%ではありますが、利用については、待遇（35.8%）、環境（35.2%）、利用料金（45.3%）など、総合的な満足度は37.7%となっています。「不満」は5.7%という低い結果となっており、利用については特に問題はないようです。

学校体育施設の利用については、「利用したことがある」が21.7%、「利用できることを知っている」が41.0%と、学校施設の開放について、6割超の方が認知しています。

▼ 公共スポーツ施設（学校体育施設は除く）を利用したことがあるか



▼ 総合的な満足度



▼ 学校体育施設を地域住民が利用できることを知っているか



⑨スポーツ施策について

市が行っているスポーツ推進のための取組や施策については、「満足」が13.4%、「不満」が6.3%という結果となりました。

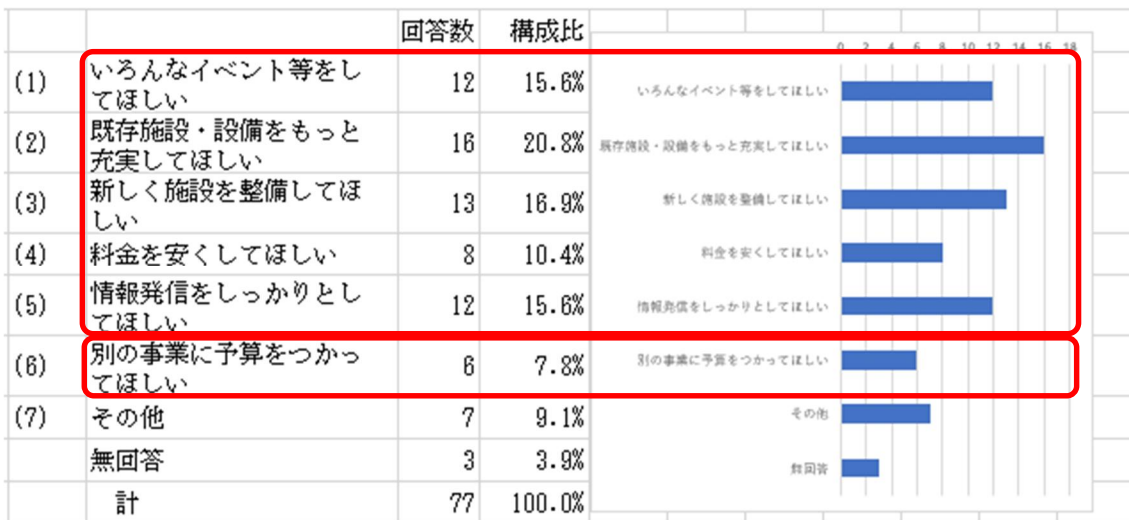
満足するために何を望むかに対しては、「いろんなイベント等をしてほしい」や「既存施設や設備をもっと充実してほしい」「新しい施設を整備してほしい」「情報発信をしっかりとしてほしい」が15%～20%とあるなか、「別の事業に予算を使ってほしい」も7.8%ありました。

また、「親子や家族の交流」「生きがいづくり」「余暇の有効活用」「健康水準の向上」など、生活の中でのスポーツ・運動に対する枠割や期待が感じられました。

▼ 市が行っているスポーツ推進のための取組や施策に満足しているか



▼ 満足するために何を望むか



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

市では、前計画において基本理念を「スポーツの力で人も地域も元気になろう！ ～ さあ！みんなでその一歩をふみだそう～」と設定し、年齢や性別、障がいなどを問わず、関心、適性に応じてスポーツに参加できる環境の充実と推進を図ってきました。この理念は、「第2次小城市総合計画後期基本計画」における生涯スポーツの分野として政策4 みんなが健やかで生きがいを感じるまちに通じています。

時代の潮流や新型コロナを機に生活スタイルや取り巻く環境が変化してきた中、より健康で自分らしく生きがいをもって暮らしていくためには、スポーツの価値を高め、スポーツがもつチカラで、活力ある社会と絆の強い社会を目指していきます。

このことから、前計画の基本理念を継承し、本計画の基本理念として設定します。

基本理念

スポーツの力で人も地域も元気になろう！

～ さあ！みんなでその一歩をふみだそう ～



2 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の2つの基本方針により、総合的な施策の展開を図ります。

・基本方針1 「する」「みる」「ささえる」機会の提供

背景・課題

スポーツは、心身の健康の保持増進、生きがいづくりや青少年の健全育成、人格の形成、また、人と人、地域間の交流促進による地域の一体感や活力の醸成、更には地域経済の活性化に寄与し、市民に夢と感動、活力を与えることができます。

アンケート調査結果では、週に1日以上スポーツ・運動をしているは39.1%、前回より3.4ポイント減少し、逆に全くしないが37.3%、10.3ポイント増加しており、理由として「仕事（家事・育児等）が忙しい」が最も高く、「年をとったから」や「病気やけがのため」も多かったことから、生産年齢人口の就労等による余暇（時間）がないことや高齢化によるものと考えられます。

また、直接スポーツを観戦したが41.7%、観戦していないが56.8%で、観戦していない理由も時間的に余裕がないが31.4%と最も多く、スポーツを行わない理由と同様の結果となっています。

スポーツボランティア活動については、参加していないが88.1%と突出していますが、スポーツ・運動の指導や審判、団体・クラブ等の運営やお世話を行っている、今後活動したいと思うについては、時間に余裕があればなど、それぞれ3割超あることから、活動への潜在意欲も一定程度あることがわかります。

方針

今日まで、年齢や性別、障がい等を問わず、ライフステージに応じたスポーツの推進と環境整備に取り組んできましたが、スポーツ・運動には、気軽に楽しめるものから、継続的な鍛錬や努力によって技術や能力の向上を図るもの、個人や団体競技など、様々なものがあり、また、「する」スポーツだけでなく、スポーツ観戦など「みる」スポーツ、スポーツの指導や大会等の運営、ボランティアスタッフなど「ささえる」スポーツという形での参画があり、楽しみ方、関わり方も自由であります。

このように、スポーツが持つ多面的な効果を最大限に生かすため、すべての市民がスポーツに「する」「みる」「ささえる」の立場で関わるきっかけづくりを行っていきます。

・基本方針2 スポーツ環境の充実

背景・課題

市内にはスポーツ施設（学校施設は除く）が9施設あり、アンケート調査結果の「利用したことがある」が23.9%、前回より6.5ポイント減少しています。このなかで、ブラックモンブランフットボールセンターについては、令和6年1月にオープンしており、今後、利用が見込まれる施設であり、隣接する健康スポーツセンター「アイル」や牛津総合公園と一体的な利活用を図っていくことで、相乗効果や交流人口、関係人口の増加、更には周辺地域の活性化にも期待が持てます。

施設利用に対する意識では、接遇（35.8%）、環境（35.2%）、利用料金（45.3%）など、総合的な満足度は37.7%で、逆に「不満」は5.7%という低い結果となっており、利用については特に問題はないようです。

学校体育施設の利用については、「利用したことがある」が21.7%、「利用できることを知っている」が41.0%と、学校施設の開放について、6割超の方が認知されているため、学校施設との連携、有効活用に努めます。

市が行っているスポーツ推進のための取組や施策については、「満足」が13.4%、「不満」が6.3%、「どちらでもない」が77.6%という結果となりました。満足するために何を望むかに対しては、「いろんなイベント等をしてほしい」や「既存施設や設備をもっと充実してほしい」「新しい施設を整備してほしい」「情報発信をしっかりとしてほしい」が15%～20%、また、「親子や家族の交流」「生きがいづくり」「余暇の有効活用」「健康水準の向上」など、生活の中でのスポーツ・運動に対する枠割や期待が感じられました。

方針

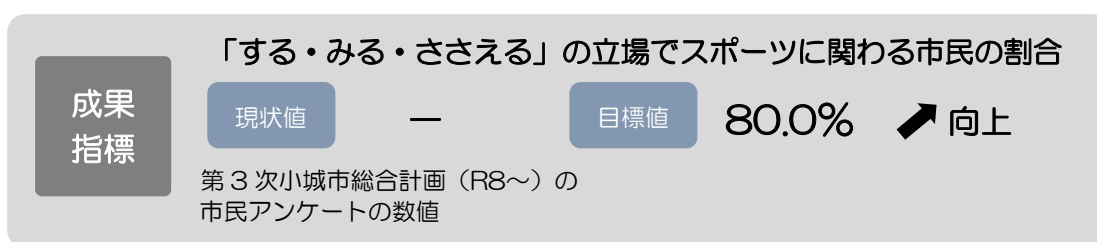
一人でも多くの市民がスポーツ・運動に関わるきっかけづくりを行うために、スポーツ施設の現状を踏まえ、計画的な整備による有効活用と指定管理者等の民間のノウハウを生かした管理運営の効率化とサービスの向上に努め、誰もが利用しやすい、安全、安心、快適なスポーツ環境と機会の充実を図ります。

また、公民問わず、様々な時期、場所、時間帯において、様々なスポーツ・運動に関する事業、イベント、大会等が実施されているため、市民がその機会を逃さないよう、情報発信を強化していきます。

3 目標達成のための成果指標

基本理念の実現に向けた2つの基本方針の達成のため、次の2つの成果指標と数値目標を設定します。

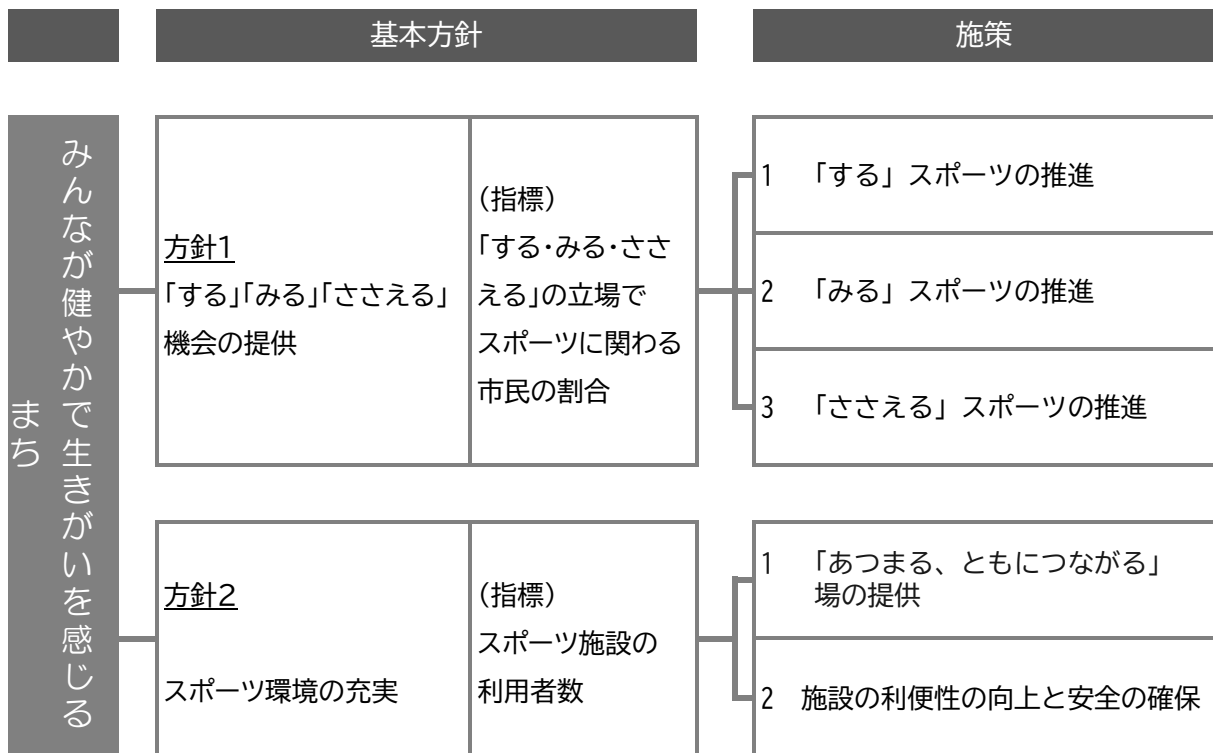
1つ目は、スポーツ・運動には、気軽に楽しめるものから、技術や能力の向上を図るもの、個人や団体競技など、様々なものがあり、また、楽しみ方、関わり方も自由であることから、すべての市民がスポーツに「する」「みる」「ささえる」の立場で関わるきっかけづくりをスポーツ協会やスポーツ関係団体、学校等とも連携しながら取り組んでいきます。



2つ目は、日常的にスポーツ・運動に関わる習慣をつけるためには、気軽に行える場や機会が求められます。そこで、公民問わず、様々な時期、場所、時間帯において、様々なスポーツ・運動に関する事業、イベント、大会等へ参画を促すため、情報発信を強化し、場や機会の充実を図ります。



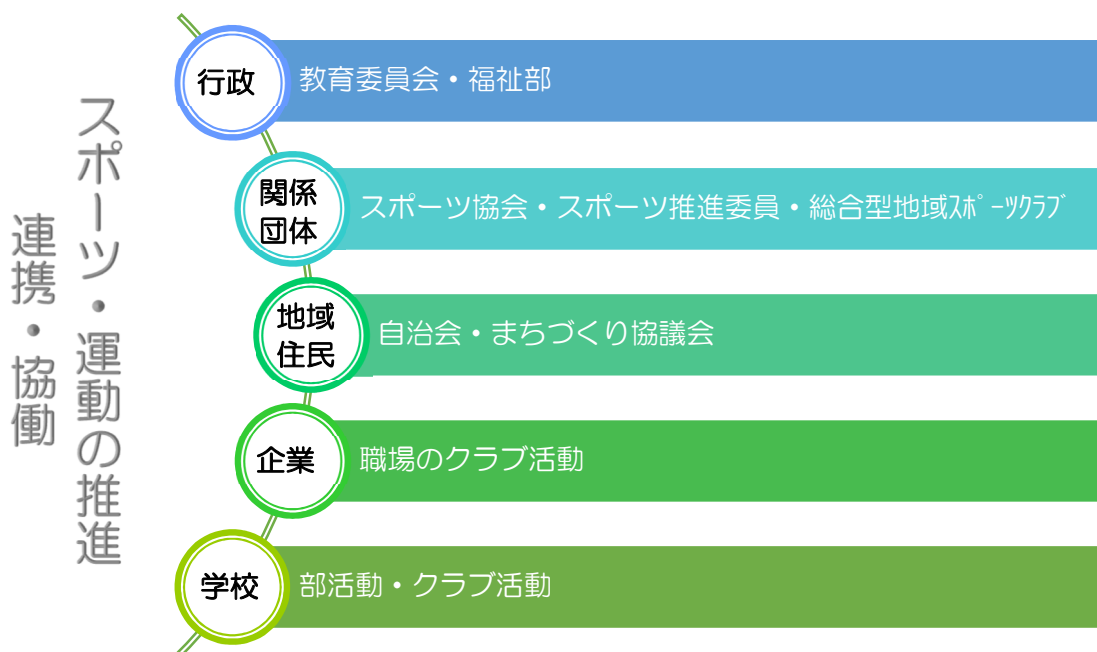
4 施策の体系



第4章 施策の推進

1 推進体制

第2次計画を推進するため、各主体が相互に役割分担と連携・協力を図りながら取り組んでいきます。



2 「する」スポーツの推進

市民が年齢や性別、障がいなどを問わず、関心、適性やライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・運動を行うことができる環境の充実を目指します。

特に幼少期においては、様々なスポーツを経験・体験させることにより、運動能力の向上や資質、適正に合ったスポーツに出会う機会をつくれます。

高齢者層においては、人生100年時代の中で、自身の健康寿命の延伸のため、地域社会の一員として幸せに生活できるよう、健康・体力づくり、フレイル予防等につながる環境づくりを図ります

(1) こどものスポーツ・運動の推進

1 スポーツ・運動プログラムの実施

○こどもの運動の機会の低下や体力が低下しているため、ターゲット（未就学児・低学年等）やこどものニーズを的確に捉え、身体を動かすことの楽しさやスポーツ・運動への関心が高まるよう取り組みます。

○既存の教室や大会等への参加を促進します。

生涯学習課

2 小城市子どもクラブドッジビー大会

○年齢、男女問わず気軽に取り組めるドッジビーを通して、異年齢交流や友愛、助け合う人間性を養い、楽しさに加えて健康の増進、体力づくりによる人間形成を図り、子どもクラブの交流を推進します。

生涯学習課

3 全国競技大会等出場激励費交付事業

○市内に在住するものが社会教育及び社会体育の振興に資するため、九州、全国、世界的団体等が主催する競技大会若しくは研究大会又は表彰式典等(以下「全国競技大会等」という。)に出場する場合に際し、激励費を交付します。

生涯学習課

4 中学校部活動の地域展開への対応

○これまで、外部指導者の協力を得て部活動運営を行ってきましたが、昨今の教職員の働き方改革を契機として、学校・地域・民間と連携した学校部活動改革が推進されているため、実態に合わせて部活動指導員を確保し、持続可能な地域クラブ活動の構築を進めていきます。

学校教育課／小城市スポーツ協会



(2) 高齢者や障がい者のスポーツ・運動の推進

5 ニュースポーツ教室

○地域コミュニティの交流活動の一助として、要請に応じて出前教室等を行います。

小城市スポーツ推進委員協議会

6 新体カテストの実施

○自分の体力年齢を知り、これからの体力づくりに活かします。

生涯学習課

7 地域における健康・体力づくり

○地域での友人・仲間との交流の一環として、百歳体操等に自主的に取り組むことで、引きこもり防止、健康の保持・増進に努めます。

高齢障がい支援課

8 インクルーシブスポーツの普及

○東京 2020 パラリンピック競技大会や SAGA2024 国スポ全障スポにより、パラアスリートの活躍、パラスポーツの魅力が認知されています。これを契機に障がいの有無を問わずに参加でき、誰もがともに楽しむことができるよう努めていきます。

生涯学習課／高齢障がい支援課



(3) 競技力向上ための支援

9 トップアスリート交流事業

○市内のプロチームやアスリート等と連携し、教室や講演会等を開催し、スポーツ・運動への興味・関心の獲得、競技人口の拡大、競技力の向上を図ります。

生涯学習課

10 市民スポーツ大会の実施

○市民のスポーツに参加する意欲と関心を盛り上げ、スポーツが生活に密着し健康で明るい郷土づくりに寄与するため、スポーツの祭典として開催します。

小城市スポーツ協会



3 「みる」スポーツの推進

スポーツには、夢があり、感動させる力があり、楽しさがあり、健康にする力があります。「する」にとどまらず、トップチームやトップアスリートをはじめ、子どもたちや身近な方々の活動を「みる」、応援することでも得ることができるため、スポーツ・運動に興味・関心を持つ機会の充実を図ります。

(1) 機会の提供・情報発信の強化

11 試合観戦チケット優待

○連携協定を締結している県内プロスポーツのホームゲームチケットを一部補助することで、競技への関心を高め、スポーツ文化の裾野の拡大を図ります。

生涯学習課

12 県民スポーツ大会

○県民の健康増進と体力の向上をはかるとともに、広くスポーツの普及と振興を目的に開催されます。競技力を高めることや競技を通じて相互の交流と親睦を深める機会になります。

佐賀県

13 郡市対抗県内一周駅伝

○郡市対抗の形式で県内各地域が力を合わせて競い合うことにより、地域の連帯感と郷土愛を育むとともに、県民相互の交流と親睦を深める機会になります。小城市チームは第 66 回大会で優勝し、大会記録の 14 連覇を達成するなど、市民の誇りとなっています。

佐賀県／佐賀新聞社



4 「ささえる」スポーツの推進

スポーツは、選手だけでなく多くの「支える人たち」によって成り立っています。支える立場の人がいるからこそ、スポーツが普及し、地域の活性化につながります。支える人もスポーツの主役と考え、「ささえる」スポーツの推進を図ります。

また、小城市スポーツ協会とその加盟団体、小城市スポーツ推進委員協議会等スポーツ関係団体、さらには県内のプロチーム、トップアスリート等と連携し、スポーツ・運動を支える体制の充実を図ります。

(1) 関係団体との連携・体制の充実

14 一般財団法人 小城市スポーツ協会支援

○小城市のスポーツの普及及び推進を図るため、また、協会に加盟する競技団体等の活動並びに指導者の育成及び支援のため、補助金を交付します。

生涯学習課

15 小城市スポーツ推進委員協議会運営支援

○求めに応じて技術の指導を行うとともに、スポーツの必要性及びその意義についての理解を深める活動をされている小城市スポーツ推進委員協議会の運営を支援します。

生涯学習課

16 総合型地域スポーツクラブ育成支援

○小城市ではあしかりは一とクラブが活動しており、多世代（複数世代）を対象とした多種目（複数種目）のスポーツを実施されています。スポーツ活動を通じて人づくり、健康づくり、仲間づくりをされていることは、地域スポーツの普及振興に大きく寄与するものであり、他の参考となる取組のため、活動を支援します。

生涯学習課

17 指導者の育成

○市内のプロチームとの連携協定を生かし、トップアスリートや所属トレーナー等による教室や講習会、講演会等を開催し、関心や興味を高め、指導者の資質や指導力の向上を図るとともに、新たな指導者の確保につなげていきます。

生涯学習課

18 スポーツボランティアの育成

○より多くのボランティアを養成するため、市内の大学、高校、事業所等と連携し、ボランティアスタッフとしての関わり方を推進します。

○小城市スポーツ協会に登録されているボランティアの方々の活動を支援します

生涯学習課／小城市スポーツ協会



5 「あつまる、ともにつながる」場の提供

スポーツは単なる「競技」ではなく、「人がともに集い、つながる」ことで社会を豊かにするものです。そのため、気軽に参加できる場、継続してつながれる環境づくりがますます求められています。スポーツにおける「集まる」「ともにつながる場」の提供は、競技の成果だけでなく、人間関係や地域社会の発展、心身の健康促進にも深く関わる非常に重要な要素であることから、さらなる場の提供を進めていきます。

(1) スポーツに親しめる場づくり

19 小城市スポーツレクリエーション大会の実施

○気軽に参加できるスポーツイベントしてPRを強化し、市民同士の交流や団体・組織の横断的な関係づくりを構築します。

生涯学習課

20 小城市さわやかスポーツレクリエーション祭の開催

○市民にスポーツレクリエーションの機会を提供することにより、スポーツレクリエーション活動への参加意欲を促し、生涯スポーツの振興と明るく生き生きとした市民生活の充実・交流を図ります。

小城市スポーツ推進委員協議会

(2) スポーツによる地域づくり・ひとづくり

21 アスリート寮等の誘致

○地域のスポーツチーム等が活躍することは、次世代を担う子どもたちの夢を育てるとともに、地域の絆や一体感を深め、地域の活性化につながるため、先進事例等調査研究しながら進めていきます。

企画政策課／生涯学習課

6 施設の利便性の向上と安全の確保

小城市公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき、使いやすく安全で持続可能なスポーツ施設として適切に整備、維持管理するとともに、利用者の利便性を高めるソフト面の充実を図ります。

(1) 公共スポーツ施設の環境整備

22 体育施設管理事業

- 小城市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき適切な維持管理を行うとともに、指定管理者等民間のノウハウを生かし効果的・効率的な運用を図ります。
- すべての人が利用しやすいようにユニバーサルデザイン化に努め、利用者が安心して施設を使用できるよう熱中症対策等、また、避難所としての環境整備の考え方も踏まえ機能向上を図ります。

生涯学習課

23 学校施設開放事業

- 市内の小中学校の体育館等については、身近なスポーツ・運動の場として開放を推進します。

教育総務課／小中学校

24 オンライン予約システムの構築

- 市民が気軽に施設利用できるよう LINE による予約システムを構築し、計画的に運用を進めていきます。

生涯学習課／企画政策課

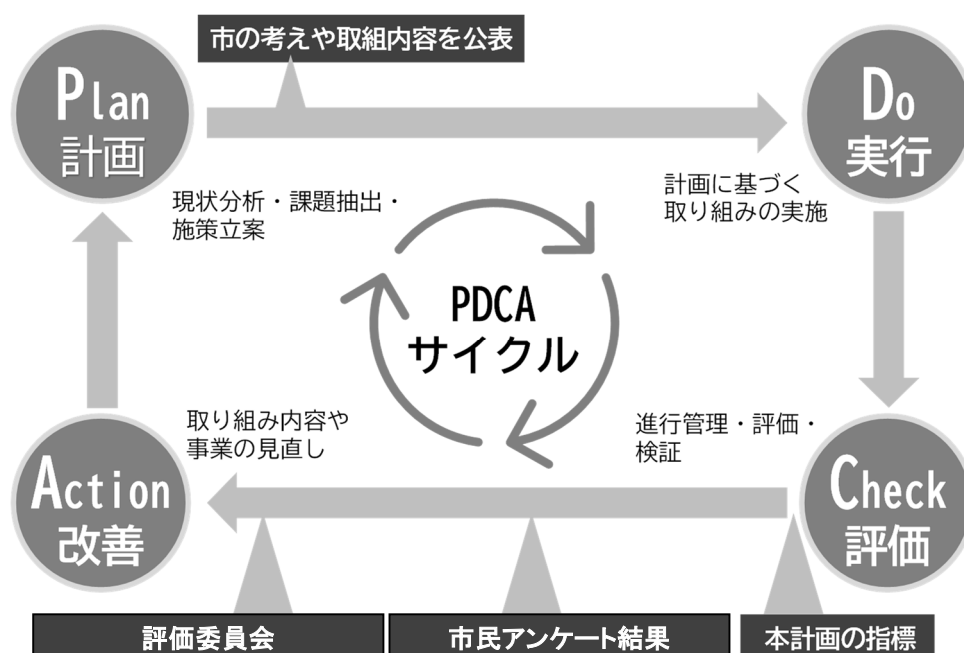


7 進行管理

第2次計画の進捗状況の管理・評価については、計画(Plan)を立て、実行・実施(Do)に移し、その効果・成果を定期的に点検・評価(Check)し、必要な改善・見直し(Action)を講じながら、計画の質的向上につなげる、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

取組の進捗状況についての点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく小城市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者で組織する評価委員会において評価した意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直しを行います。

▼ □計画の点検・評価と進行管理における PDCA サイクルのイメージ



資料編

1 スポーツ基本法（抄）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

2 小城市スポーツ推進審議会条例

平成 23 年 9 月 22 日
条例第 10 号

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき、小城市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- （1）法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- （2）スポーツの施設及び設備に関すること。
- （3）スポーツ技術及びスポーツ指導者の資質向上に関すること。
- （4）スポーツ団体の育成並びにスポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- （5）スポーツによる事故の防止に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）スポーツに関する学識経験のある者
- （2）関係行政機関の職員

（任期）

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議会の答申が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、市民に対して審議会等の会議を公開し、その審議等の状況を明らかにすることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めることを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関で法律又は条例に基づき設置されたもの

(2) 附属機関に準ずる審議会等で、規則、要綱により設置されたもの

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、小城市情報公開条例（平成17年小城市条例第7号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、原則公開として行うものとする。

4 公開・非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

5 会議の公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等の会長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の通知

審議会等は、審議会等を開催するに当たって、当該会議開催の1週間前までに次の事項を小城市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 傍聴手続き（傍聴定員、注意事項等）
- ⑥ 問い合わせ先

7 会議等の結果の公開

審議会等は、開催した会議の議事録又は議事概要を作成し、当該事務局において議事録又は議事概要を保存し、公開するものとする。

4 小城市スポーツ推進審議会 委員名簿

任期：令和7年7月1日～令和8年3月31日

NO	氏名	所属	備考
1	秀島 邦治	関係行政機関の職員	会長
2	大島 豊樹	関係行政機関の職員	副会長
3	川崎 聡	学識経験者	
4	馬渡 絢子	学識経験者	
5	内川 勝義	学識経験者	
6	吉井 香織	学識経験者	
7	常松 泰子	学識経験者	
8	永石 泰寛	学識経験者	

小城市スポーツ推進計画

発行年月：令和8年3月

発行：小城市教育委員会

編集：小城市教育委員会 生涯学習課

小城市三日月町長神田1845番地

電話 0952-72-1616

FAX 0952-72-1828